

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	2026年5月26日
【会社名】	アレンザホールディングス株式会社
【英訳名】	Alleanza Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 浅倉 俊一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役会長兼CEO浅倉俊一は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（企業会計審議会）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年2月28日を基準日として行われており、評価にあたっては、企業会計審議会が公表した基準などの一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループにおいて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びに発生可能性を考慮して決定しております。

全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられる拠点については、当社及び当社グループ8社すべてを評価対象といたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの主たる事業が小売事業であることから、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が適切と判断し、連結売上高の概ね2/3程度の割合に達している事業拠点を重要な事業拠点とし、質的要因は各事業拠点固有の不正リスクを考慮して重要な事業拠点を選定しております。

選定した重要な事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として、質的要因（不正リスクや事業の特性等）と金額的重要性・発生可能性の識別を行い、収益活動そのものに関連することから、売上高、仕入高、買掛金及び棚卸資産に係る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、選定した重要な事業拠点・勘定科目にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲については、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う勘定科目に係る業務プロセスとして、減損損失、繰延税金資産、資産除去債務、収益認識、物流収入に係るプロセスを追加しております。これらのプロセスについては、金額的及び質的影響の重要性並びに発生可能性を考慮し、特定の事業拠点において評価対象に追加しております。

評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文章の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2026年2月28日現在における当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。